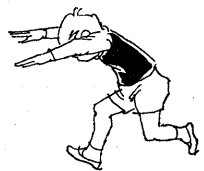


児童福祉について思うこと

山下 俊郎



五月は児童福祉の月とされている。児童福祉の問題については、いままで幾度か本誌に述べたことがあると思うが、ここにもたもう一度ふり返って考えてみたいと思う。

第二次世界大戦後のことで、言葉の上で児童福祉ということに直接つながっている事柄を挙げるとすると、まず児童福祉法がある。その実施は昭和二十三年からであった。そして、しばらくたって児童憲章が制定された。昭和二十六年五月五日のことである。さらに、その後ちょっとたって国際連合の総会において児童の権利宣言が採択され、全世界に向かって宣言された。一九五九年すなわち昭和三十四年十一月二十日のことである。

これらの表面にはつきり浮かびあがっている国内および世界的な事象につながる児童福祉の問題は、それ相応に実績を挙げ、子どものしあわせのために貢献してきていることはたしかである。しかし、わが国における経済面のいわゆる高度成長のかげに、そのぎせいにおいて児童福祉の問題が放任され、ひずみを受けて順調なのびをおさえられた面が少なくなかった。そこで、昭和三十八年五月には児童福祉白書がわが国の児童福祉の危機を訴える警告の白書として出され、一方では全国児童福祉会議が開催され、また当時の池田首相の諮問機関として設けられた人づくり懇談会で児童福祉の問題が取りあげられたのであった。この年以来、児童をめぐる問題は、幼児保育問題、心身障害児問題、いわゆるかぎっこ問題、遊び場問題、交通事故問題など、広く社会の表面に

浮かびあがって論議されるようになってきた。少なくとも、昭和三十八年を一つの転回点としていろいろの児童福祉問題は真剣に考えられるようになってきたといえるであろう。しかし、これらの事柄の底を流れている児童福祉の本質にまつわる問題には、未だ基本的な問題が残されていると思うのである。その問題のうち、二つの点についてここに述べてみたいと思う。

二

まず第一の問題は、ひろく現在の児童福祉ということにつながる基本的考え方である。

現在、わたくしたちが児童福祉といっている面の諸々の事柄は、古い時代には児童保護といいならわされてきたことである。そして、児童保護から児童福祉へとこの移りかわりの中に、基本的な考え方があると、わたくしは考えている。そして、そのことは次のような事態によるものだと思うのである。

もともと児童というのは、か弱い、未成熟な、保護さるべき存在である。およそ人は子どもを見たとき、それをいたわり、保護したいという気持ちにかられるものである。順調に、問題のない、普通の生活をしている子どもに対してもそうなるのが、人としての自然の姿である。まして、この子どもが普通の子どもにくらべ

て恵まれない状態にあるとき、わたくしたちは、その子どもに対してとくに保護の手をさしのべたくなる。この恵まれない状態にあるという子どもの中には、身体や心の欠陥を持った子どももあるのであろう。いわゆる心身障害児がそうである。また、環境の面からいって恵まれない、あわれな状態にある子どももこういった部類の子どもといえる。貧困であって、両親ともに働かなければならないという子どもは、その一つの例といえよう。肢体不自由児の施設や乳児院、養護施設、保育所といった施設は、このような子どもたちの保護のために作られてきた施設である。わたくしは、ときにこういった境遇にある子どもたちを普通の子どもにくらべてマイナスの状態にある子どもと呼ぶことがある。そして、いわゆる児童保護という考え方は、こういったマイナスの状態にある子どもに対して手をさしのべ保護するという考え方に立っていると見られるのである。わたしの考えるところでは、このような児童保護という考え方は、いま述べたように、児童のマイナスの面へのみ目を向けている、いわば消極的な考え方である。今日の児童問題は、このような消極面からのみの考えを以てしては、きわめて不十分であるといわなければならない。

このことは、いま右に述べたような児童保護の施設が、時の流れとともにその形態を変え、発展してきていることに、おのずか

ら反映されている。すなわち、わが国の児童保護施設に見ても、明治の頃にあったのは当時のいわゆる感化事業、乳児院、今日いうところの養護施設のみであったし、またこれが最も多かったのである。ところが、明治の終りから大正、昭和にかけて種々雑多の施設ができてきた。そしてその発展の方向は、多岐にわたるということだけでなく、あらゆる種類の層に及び、また年齢的にもさかのぼってきている。セツルメント事業の如きが発展したり、乳幼児保育事業から産院が起り、妊婦相談、巡回産婆が起こってきたり、養護施設から精薄施設が分化したりしてきているのはこのような傾向の現われである。

これらの分化の傾向がさらに発展するところに、児童遊園、児童図書館などのいわゆる児童厚生施設が生まれてくる。

そして、これらの施設はいずれも、いわゆるマイナスの状態にある子どもに対する施設でなくて、もっと広い全般の子どもに対する施設である。

そして、これらの施設は、全体の子どもの水準を高め、すべての子どもに幸せをもたらすことによって、マイナスの状態にある子どもにも必然的に手をのばすという形になって、その子どもたちをも引きあげるという意味を持つてくるのである。わたくしは、このような考え方の中に、単なる児童保護から児童福祉とい

う考え方への転換の姿を見ることができると思うのである。

現在、児童の問題として重症心身障害児の問題がかなり社会の関心を集めている。全般的にいつて、心身に欠陥を持つている子どもに対する施設や施策はわが国においてけっして十分であるとはいえない。諸外国にくらべていちじるしく見劣りがあるということは、よくひとのいう通りである。これらの施設が充実されなければならぬことはいうまでもない。しかし、このような欠陥児のための施設ができれば、児童福祉対策はそれでいいとはけっしていえないのである。これらの施設ができると同時に、全般の児童の問題が考えられなければならないのである。そこには保護という消極面だけでなく、福祉という積極面が考えられなければならないのである。マイナスの状態にある子どもに手をのばすだけでなく、一般の子どもの生活の水準を挙げることによつて、マイナスの子どももよくなるというのが福祉という考え方なのである。

今日、子どもの遊び場の問題がようやく取りあげられるようになってきた。遊び場のない都会の子どもに交通事故が起こる。交通事故対策としても遊び場は重要な意義を持つている。しかし、それのみでなくて遊びは子どもの人格形成と能力の伸長とを進めるといふ積極的な意義がある。よりよい子どもの成長のために遊

び場は必要なのであって、遊び場の確保は子どもの健全な成長につながる重要な施策なのである。交通事故というようなマイナスマ面を挙げると世の人は目を向けるが、積極的成長というように目に見えないことにはとかく盲目になりやすい。それが明日の社会の在り方にかかわることが忘れられているのである。よりよい社会を作るための施策の一環として児童の福祉が考えられなければならない。

児童保護から児童福祉へ、というこの転換がもっと明確にされ、もっと意識されなければならぬところに、今日の児童福祉の重要な問題点があると考えられるのである。

三

さて、第二の問題に移って少し考えてみよう。第二の問題は、児童福祉を進めていく行政の体制の問題である。

きわめて簡明にいつてしまうと、今日わが国の児童福祉の行政は十分な体制になっていないといっている。一つの事柄がいくつもの役所にまたがっているために、一向に統一のとれない、しかも能率のあがらない面というものが非常に多いのである。

たとえば、幼児保育の問題がある。第二次世界大戦以前にもすでに問題となっていた幼稚園と保育所の問題は、戦後、はっきり

と学校教育法と児童福祉法という二本の軌道の上を走ることになって、ますます取り扱いが困難になってきている。戦後十五年たつてようやく文部省初中教育局長と厚生省児童局長の共同通知によって、接点が生まれてきたのである。しかもその後、幼稚園の義務教育化の問題、就学年齢一年切り下げの問題などが、その時々文部大臣の発言によって問題とされてくる。極端ないい方をすれば文部大臣のちょっとした思いつきによって放言に近い発言がなされている。放言というような失礼ない方をわたくしがここにあえてするのは、大臣がそれらの問題の科学的な根拠を全然検討することなしに文字通り放言するからである。文部省の事務当局はそのあと始末のために審議会にかけたり、新しく審議会を作ったりする結果になるのである。文部省、厚生省ともにそれぞれ研究所を持っている。たとえば文部省は国立教育研究所を持っており、厚生省は国立精神衛生研究所を持っている。この二つの研究所に両省で研究を十分にできるだけの研究費を与えて、そこで行なった研究の結論として保育に関する問題に变革を加えることは結構であるが、このようなことをあえてしようという文部大臣も厚生大臣もいらないのはどういう次第なのだろう。専門家の研究をもっと尊重しなければ子どもの幸せは進められないと思うのである。

子どもの遊び場問題の重要性についてはさきにふれたのであるが、この重要な問題が今日まで一向に前進しなかったのは行政の機構に問題がある。児童厚生施設としての遊び場の問題の担当省は厚生省であるが、建設省や自治省にも関係があつて、一つの遊び場問題でもなかなか簡単に片づかないのである。いわゆる新産都市の建設の場合などでも遊び場の問題などは建設省の役人は全然考えていない。人のいる所に子どもがおり、子どもが生活しているものであり、成長するものであつて、その成長に遊び場が必要であるというようなことが全然わからないのである。これらの問題については中央児童福祉審議会の遊び場対策部会で各省庁にまたがる善処方を部会長の力で行なつたのである。ある程度うまくいったのであるが、いろいろの行政庁にわかれているためになかなか思うようにいかないことが多い。地方庁でもその通りであるので東京都では知事が直接関与する遊び場対策本部が作られたくらいである。

いわゆるかぎつ子対策の問題も、所管の点で問題のあつたものである。実状からいうと主として民生系統で行なつていた所が多かつたのに、文部大臣がかぎつ子対策が重要だという発言をした所から、文部省で予算を計上して地方へ流すということをやろうとしたためにいろいろと混乱が起こつた面も見受けられたのであ

る。ある大臣、ある省が関心を持つのは結構であるが、他の省、他の大臣、ことにそのことを直接扱つてゐる省や大臣と関連なしにやるのでは混乱を来たすのである。

このようないろいろの面を考えてくると、わが国の児童の問題は、文部省、厚生省、労働省のみでなく、建設省や自治省その他の省に関連がまたがつている。そしてそのままの姿が地方自治団体にも見られるのである。そしてこれが連絡も統一もないために、ある問題は放置され、ある問題は重複し、時には官庁間のセクシヨナリズムというべき縄ばり争いになつたりするのである。

ほんとに子どもの幸せというものを考えるときならば、積極性が求められるとともに、これらのバラバラな児童に関する行政を統一し一元化することが何よりも必要である。久しく各方面から挙げられていた声に應じて、総理府に青少年局が設けられたのであるが、とても各省庁にまたがる連絡統一はできないようである。教育も、文化も、厚生も、すべての面を一元とした行政を円滑に行なうべき児童省という省はできないものであろうか。

「人類はその持てる最善のものを児童に与える義務を負う」というのは国連の児童権利宣言にある文句であるが、いまの児童福祉行政はどうしてその域に達していない。最善のものを与えるためにもっと考えられてしかるべきであらう。